

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2024年4月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2024年3月中旬～2024年4月中旬）

- 越境サービス貿易ネガティブリスト（2024年版）と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト（2024年版）
- 国家外貨管理局による項目外貨業務ガイド(2024年版)の印刷・公布に関する通知

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 「大谷翔平」商標の中国での出願における実体審査のポイント
- 中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について
- 【重要裁判例シリーズ】10 使用環境特徴と機能的特徴の認定が争点となった事例

III. 中国法務の現場より

対等かつ懐の深い中国との付き合いを

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2024年3月中旬～2024年4月中旬）

◆ 越境サービス貿易ネガティブリスト（2024年版）と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト（2024年版）¹

中国商務部 2024年3月22日公布、2024年4月21日施行

1. はじめに

中国初のサービス貿易分野のネガティブリストとしては、商務部が2021年7月26日に発表した「海南自由貿易港越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト、2021年版）」²がある。商務部サービス貿易司と自由貿易区港司の責任者は、「海南版ネガティブリストの実施は、海南のサービス貿易の規模を急速に拡大させるのに大きく寄与した。2023年、海南省のサービスの輸出入は前年比で29.6%増加し、自由貿易試験区および全国の範囲で越境サービス貿易のネガティブリスト管理制度を実施するための実践的な基盤を築いた。」と述べた³。この背景には、2024年3月22日、商務部は2024年第1号部令「越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（2024年版）（以下「**全国版ネガティブリスト**」という。）及び「自由貿易試験区越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（2024年版）（以下「**自貿区版ネガティブリスト**」という。）を発表した。両リストは2024年4月21日より施行される。

全国版ネガティブリストおよび自貿区版ネガティブリストは、農・林・牧畜・漁業、建設業、卸売・小売業、交通運輸・倉庫・郵便業、情報通信・ソフトウェア・情報技術サービス業、金融業、リース・ビジネスサービス業、科学研究・技術サービス業、教育業、衛生・社会事業、文化・体育・娯楽業の11の分野に関連している。そのうち、全国版ネガティブリストは71項目、自貿区版ネガティブリストは68項目が記載されている。

本稿では、比較の観点から、全国版ネガティブリストと自貿区版ネガティブリストの異なる内容に焦点を当てて紹介する。

2. 要点とコメント

(1) 越境サービス貿易の範囲について

2018年、上海市人民政府は「中国（上海）自由貿易試験区の越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」⁴および「中国（上海）自由貿易試験区の越境サービス貿易ネガティブリスト管理モデル実施弁法」（以下「**実施弁法**」という。）⁶を発表し、越境サービス貿易の定義を明確

¹ 「跨境サービス貿易特別管理措置（負面清單）（2024年版）」、「自由貿易試験区跨境サービス貿易特別管理措置（負面清單）（2024年版）」

² 「海南自由貿易港跨境サービス貿易特別管理措置（負面清單）（2021年版）」

³ https://www.gov.cn/zhengce/202403/content_6941156.htm

⁴ 「中国（上海）自由貿易試験区跨境サービス貿易特別管理措置（負面清單）（2018年）」

⁵ 上海市人民政府は2018年に初めて越境サービス貿易のネガティブリストを発表したが、一般的には商務部によって2021年に発表された「海南自由貿易港越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト、2021年版）」が中国の越境サービス貿易分野における最初のネガティブリストと見なされている。

⁶ 「中国（上海）自由貿易試験区跨境サービス貿易負面清單管理模式実施弁法」

にした。実施弁法に基づき、跨境サービス貿易とは、国内⁷の消費者に対して海外のサービス提供者が提供する商業活動を指し、主に次のように越境交付モード、海外消費モード及び自然人流動モードが含まれている⁸。

- 越境交付モードとは、海外から国内にサービスを提供することを指す。
- 海外消費モードとは、海外で国内からの消費者に対してサービスを提供することを指す。
- 自然人流動モードとは、海外のサービス提供者が国内に入ってサービスを提供することを指す。

また、越境サービス貿易のネガティブリストには、中国国内でエンティティを設置していない場合の海外のサービス提供者が越境方式で提供するサービスに対する特別管理措置が記載されている⁹。

これには、国外のサービス提供者がサービス提供を禁止されている措置（禁止類）や、特定の条件を満たすことでサービスを提供できる措置（制限類）が含まれている¹⁰。さらに、ネガティブリストに記載のない分野については、国内外のサービス提供者が平等に参入することが認められている。

(2) 全国版ネガティブリストの内容

全国版ネガティブリストにおける禁止類と制限類は下表の通りである。

業種	項目数	禁止類項目数	制限類項目数	禁止類比率
農・林・牧畜・漁業	1	0	1	0%
建設業	1	1	0	100%
卸売・小売業	3	2	1	67%
交通運輸・倉庫・郵便業	13	5	8	38%
情報通信・ソフトウェア・情報技術サービス業	6	2	4	33%
金融業	15	2	13	13%
リース・ビジネスサービス業	12	9	3	75%
科学研究・技術サービス業	5	1	4	20%
教育業	2	0	2	0%
衛生・社会事業	2	1	1	50%
文化・体育・娯楽業	11	2	9	18%
合計	71	25	46	35%

上表から見ると、業種別の分布において、金融業（15項目）、交通運輸・倉庫・郵便業（13項目）、リース・ビジネスサービス業（12項目）及び文化・体育・娯楽業（11項目）の四つの業種が、他の7つの業種より項目数が明らかに多く、合計で全体の70%以上を占めている。

なお、項目類型においては、禁止措置が約25項目あり（割合35%）、交通運輸・倉庫・郵便業（5項目）とリース・ビジネスサービス業（9項目）の二つの業種では禁止措置が多数規定されている。交通運輸・倉庫・郵便については、禁止措置が主に国内道路運送事業、宅配便、郵便サービ

⁷ 実施弁法では「自貿試験区」と記載されているが、全国版ネガティブリストが既に発表されたため、対象範囲が「国内」に拡大することにした。

⁸ 実施弁法第2条

⁹ 中国国内でエンティティを設けている場合、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）が適用される。

¹⁰ 中国（湖南）自由貿易試験区 https://ftz.hunan.gov.cn/hnzm/news/list01/202404/t20240410_33273768.html

ス、航空交通管制などの分野に集中している。一方で、リース・ビジネスサービス業では、禁止措置が主に法律、公証、司法鑑定、人的リソースなどの分野に見られている。

(3) 全国版ネガティブリストと自貿区版ネガティブリストの区別

自貿区版ネガティブリスト（下表では「自貿区版」と省略する。）は11分野、68項目あり、全国版ネガティブリスト（下表では「全国版」と省略する。）と比べ、主に次の規制が緩和されている。

業界	自貿区版	全国版	全国版との区別
農・林・牧畜・漁業	1	1	
建設業	1	1	
卸売・小売業	2	3	自貿区版では全国版の第5条「海外の個人はオークションの職業資格試験を受験してはならない」との規定が設けられていない。
交通運輸・倉庫・郵便業	13	13	
情報通信・ソフトウェア・情報技術サービス業	6	6	
金融業	15	15	自貿区版では全国版の第30条、第34条、第36条が緩和され、中国国籍を有していない個人が証券投資顧問業務や先物取引顧問業務に従事する制限が撤廃されている。また、自由貿易試験区内で就職する国外個人は証券口座や先物口座を開設することが許可されている。
リース・ビジネスサービス業	11	12	自貿区版では全国版の第46条「中国国外に設立された事業体及び国外個人は、通関業務に従事してはならない」という規定が設けられていない。
科学研究・技術サービス業	5	5	自貿区版では全国版の第56条も緩和され、不動産鑑定士、登録都市・地方計画士、勘察設計登録エンジニア、登録監理エンジニアの4つの資格試験制限が取消された。
教育業	2	2	
衛生・社会事業	1	2	自貿区版では、全国版の第56条「国外個人は獣医資格試験の受験、登録、または登録申請を行ってはならない」が含まれていない。
文化・体育・娯楽業	11	11	自貿区版では、全国版の第68条に規定される中外提携のテレビドラマの主要制作者に関して、中国側の割合が三分の一から四分の一に減少された。
合計	68	71	

上表から見ると、自貿区版ネガティブリストでは、主に自然人の職業資格、専門サービス、金融、文化などの分野においてさらに緩和的な措置を講じている。

- 職業資格試験の制限が緩和されている。自貿区版ネガティブリストでは国外個人がオークション、不動産鑑定士、登録都市・地方計画士、勘察設計登録エンジニア、登録監理エンジニア、獣医の6種類の職業資格試験に参加する制限が撤廃された。
- 金融業の分野における制限が緩和されている。具体的には、条件を満たす国外個人が証券口座や先物口座を開設することが許可されており、証券投資顧問業務や先物取引顧問業務に従事す

ることも承認されている。

- ビジネスサービスの制限が緩和されている。自貿区版ネガティブリストでは中国国外に設立された事業体及び国外個人は、通関業務に従事することが許可されている。
- 文化分野における制限が緩和されている。中外提携のテレビドラマの主要制作者について、中国側の割合が三分の一から四分の一に緩和された。

(4) まとめ

全国版ネガティブリストおよび自貿区版ネガティブリストの実施は、全国で初めて越境サービス貿易に対するネガティブリスト管理モデルを構築し、段階的に開放されるサービス貿易体系を形成したことを象徴している。これは中国の改革深化と開放拡大の決意および方向を十分に示すものであり、世界のサービス貿易の開放とイノベーション協力で新たな機会を提供するとされている¹¹。一方で、全国版ネガティブリストと自貿区版ネガティブリストには 11 分野が列挙されているが、ネガティブリストに記載のない国家安全、公共秩序、金融審査、社会サービス、生物資源、人文社会科学の研究開発、文化新業態、文化財保護、航空業務権、移民、就業措置、政府機能の行使などに関連する措置については、現行の規定に従って実施されることに留意する必要がある。

◆ 国家外貨管理局による項目外貨業務ガイド(2024 年版)の印刷・公布に関する通知¹²

国务院 2024 年 4 月 3 日公布、2024 年 5 月 6 日施行

1. はじめに

2023 年 11 月 16 日、国家外貨管理局は資本項目外貨業務の処理効率をより一層向上させ、実体経済向けサービスをより良く提供するため、「資本項目外貨業務ガイド(2020 年版ガイド)」¹³ (以下「2020 版」という。)を改訂・整備し、「資本項目外貨業務ガイド(2023 年版)(意見募集稿)」¹⁴ (以下「意見募集稿」という。)を作成し、公布した¹⁵。

2023 年 11 月 16 日までに、国家外貨管理局は 37 条の意見を募集し、三つの意見¹⁶を採用した¹⁷。それに、2024 年 4 月 3 日、国家外貨管理局は正式に「資本項目外貨業務ガイド(2024 年版)印刷・公布に関する通知」(匯発[2024]12 号、以下「本ガイド」という。)を公布・実施した。当該ガイドの実施に伴い、国家外貨管理局による「資本項目外貨業務ガイド(2020 年版)」の印刷・公布に関する通知(匯総発[2020]89 号)¹⁸は同時に廃止された。本稿では、主に本ガイドと 2020 版ガイドにおける外債に関する変更について紹介する。

¹¹ リストに関する記者会見 https://www.gov.cn/zhengce/202403/content_6941022.htm

¹² 「国家外汇管理局关于印发『资本项目外汇业务指引』的通知」

¹³ 「资本项目外汇业务指引(2020 年版)」

¹⁴ 「资本项目外汇业务指引(2023 年版)(征求意见稿)」

¹⁵ <https://www.safe.gov.cn/safe/2023/1116/23484.html>

¹⁶ 吸収された意見は次の通りである。

- 資本項目収入支払(意向決済済み)命令状の見出し「__銀行(金融機関識別コード)」から「銀行」という文字を削除すること。
- 資本項目収入支払(意向決済済み)命令状に、「受取人の所属業界は国民经济業界分類基準に従って記入する」という内容を追加すること。
- 通知内の全ての「抹消理由」の表現を「抹消理由に関連する内容を反映」に修正すること。

¹⁷ 国家外貨管理局による資本項目外貨業務ガイド(2023 年版)(意見募集稿)に対する公開意見募集のフィードバックについて(「关于《国家外汇管理局关于〈资本项目外汇业务指引(2023 年版)(征求意见稿)〉公开征求意见的反馈」)

¹⁸ 「国家外汇管理局综合司关于印发〈资本项目外汇业务指引(2020 年版)〉的通知(匯総発[2020]89 号)」

(1) マクロプルーデンス 政策因数

マクロプルーデンス方式の場合、「クロスボーダー融資リスク加重残高上限=資本あるいは純資産 i ×クロスボーダー融資レバレッジ率 ii×マクロプルーデンス政策因数 iii」となっている。本ガイドにより、マクロプルーデンス政策因数が 1.25 から 1.5 に引き上げられ、現在の値は下表の通りである¹⁹。

番号	因数	企業	非銀行金融機構
i	資本あるいは純資産	純資産で計算する	資本(払込資本あるいは株式+資本準備金)に基づいて計算
ii	レバレッジ率	2	1.5
iii	マクロプルーデンス政策因数	1	1.5

また、中国人民銀行が 2017 年に発表した中国人民銀行による全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理に関する通知(銀発「2017」9号)²⁰により、中国の国内企業、金融機関(非銀行金融機関と銀行類金融機関)は、「マクロプルーデンス管理」モデルで外債調達が可能となった。その後、マクロプルーデンス政策因数は下表のように変更している。

公布時間	書類	適用対象	マクロプルーデンス政策因数
2017年1月22日	中国人民銀行による全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理に関する通知(銀発「2017」9号)	企業、非銀行類金融機関、銀行類金融機関	1
2020年3月12日	中国人民銀行国家外貨管理局によるクロスボーダー融資マクロプルーデンス調節係数の調整に関する通知(銀発「2020」64号) ²¹	企業、非銀行類金融機関、銀行類金融機関	1.25
2020年12月11日	中国人民銀行国家外貨管理局によるクロスボーダー融資マクロプルーデンス政策の調整に関する通知(銀発「2020」301号) ²²	非銀行金融機関、銀行類金融機関	1
2021年1月7日	中国人民銀行国家外貨管理局によるクロスボーダー融資マクロプルーデンス調節係数の調整に関する通知(銀発「2021」5号) ²³	企業	1
2022年10月25日	中国人民銀行外貨管理局によるマクロプルーデンス政策の調整 ²⁴	企業、非銀行金融機関、銀行類金融機関	1.25
2023年07月20日	中国人民銀行外貨管理局によるマクロプルーデンス政策の調整 ²⁵	企業、非銀行金融機関、銀行類金融機関	1.5

¹⁹ 本ガイド第3.3.4.1条の(7)

²⁰ 「中国人民銀行关于全口径跨境融资宏观审慎管理有关事宜的通知、银发「2017」9号」

²¹ 「中国人民銀行国家外匯管理局关于调整全口径跨境融资宏观审慎调节参数的通知、银发「2020」64号」

²² 「中国人民銀行国家外匯管理局关于调整跨境融资宏观审慎政策的通知、银发「2020」301号」

²³ 「中国人民銀行 国家外匯管理局关于调整企业跨境融资宏观审慎调节参数的通知、银发「2021」5号」

²⁴ 「人民銀行、外匯局上调跨境融资宏观审慎调节参数 <https://www.safe.gov.cn/safe/2022/1025/21609.html>」

²⁵ 「中国人民銀行、外匯局上调跨境融资宏观审慎调节参数 <https://www.safe.gov.cn/safe/2022/1025/21609.html>」

本ガイドは 2023 年 7 月 20 日に公布され、マクロプルーデンス政策因数を維持し、国内企業のクロスボーダー融資を支援することが期待されている。

(2) 外資口座の開設等の変更

2020 年版ガイドと比較して、本ガイドの原文における対外貸付の規定には以下の重要な変更がある。

	2020 年版ガイド	本ガイド
審査原則	<p>一、外債口座の開設</p> <p>1. 非銀行債務者は、外債締結登記の手続後、所属分局（外債管理部）の管轄区内の銀行を選択して直接外債口座を開設することができる。銀行は、資本項目情報システムで非銀行債務者の口座開設情報をフィードバックしなければならない。</p> <p>2. 一件の外債につき複数の外債口座開設が可能であるが、各外債は、それぞれ外債口座を開設しなければならない。</p> <p>3. 非銀行債務者は、規定の範囲に基づき外債口座を使用しなければならない。</p> <p>入金範囲：規定に基づき締結届出（登記）済の外債収入および預金利息、外債返済前 5 営業日以内に返済のために入金する資金、規定に基づき取り扱う外債資金のヘッジに係る収入。</p> <p>支出範囲：経常項目の対外支払、規定に基づき取り扱う人民元転および規定に基づき取り扱う資本項目の支払、規定に基づき取り扱う外債資金のヘッジに係る支出。</p>	<p>9.1.3.1 外債口座の開設</p> <p>(1) 非銀行債務者は、外債締結登録の手続後、銀行で直接外債口座（口座コードは 2301）を開設することができる。銀行は、資本項目情報システムで非銀行債務者の口座開設情報をフィードバックしなければならない。</p> <p>(2) 一件の外債につき複数の外債口座開設が可能であり、非金融企業の複数の外債は一つの外債口座を共有することができる。新たに登録された外債は、既存の外債口座または新たに開設された外債口座を通じて資金の受渡を行うことができる。また、外債口座の開閉口座情報表には、外債管理局の許可番号／届出表番号／業務番号欄に外債関連の業務番号（「45」で始まる）を記入する必要がある。ただ、新たに登録された外債がその外債口座を共有する場合、許可番号／届出表番号／業務番号欄を更新する必要はない。</p> <p>(3) 非銀行債務者は、規定の範囲に基づき外債口座を使用しなければならない。</p> <p>入金範囲：規定に基づき締結届出（登記）済の外債収入および預金利息、外債返済前 5 営業日以内に返済のために入金する資金（資金は資本項目の決済口座など、規定に合致する各種外債口座からのものが可能）、規定に基づき取り扱う外債資金のヘッジに係る収入。</p> <p>支出範囲：経常項目からの対外支払い、同名の外債口座からの支払い、規定に基づき取り扱う人民元転および規定に基づき取り扱う資本項目の支払、規定に基づき取り扱う外債資金のヘッジに係る支出。</p>
	<p>二、外債使用</p> <p>4. 外債の引出通貨と返済通貨は、一致していなければならない。</p> <p>注意事項</p> <p>5. 一件の外債の元本・利息の清算後、銀行は、非銀行債務者に速やかに外債口座閉鎖手続を行い、外債抹消登記手続を行うよう注意を促さなければならない。</p>	<p>9.1.3.2 外債口座の開設</p> <p>(4) 外債の引出通貨と返済通貨は、一致していなければならないが、非銀行債務者の実際の需要に応じて、締結通貨と異なることができる。</p> <p>(13) 一件の外債の元本・利息の清算後、銀行は、非銀行債務者に速やかに外債口座閉鎖手続を行い、外債抹消登記手続を行うよう注意を促さなければならない。ただ、既存の外債口座が引き続き使用さ</p>

	<p>6. 銀行は、非銀行債務者の外債引出・入金、元本返済・利息支払などの関連業務手続きの取扱後、速やかに国際収支申告を完了させなければならない。</p>	<p>れる必要があり、かつ複数の外債が一つの外債口座を共有できる条件を満たす場合は、その外債口座を留保することができる。</p> <p>(14) 銀行は、非銀行債務者の外債引出・入金、元本返済・利息支払などの関連業務手続きの取扱後、速やかに国際収支申告を完了させなければならない。また、銀行が国内の非銀行債務者に対して、国内銀行のオフショア部門からの債務に関するローンの引出入金や元本及び利息の支払いなどの業務を行う場合、非銀行債務者に対して、引出/元本及び利息の支払いの日から15営業日以内に所在地の外貨局で非資金振替型の引出/元本返済・利息支払の登記を行うように注意を促さなければならない。</p>
<p>審査原則</p>	<p>四、外債口座の閉鎖</p> <p>銀行は、非銀行債務者の外債口座を閉鎖する際に、外債口座の残高が零であり、これ以上引出が発生しないことを確認する必要がある。</p>	<p>9.1.3.4 外債口座の閉鎖</p> <p>(1) 口座の閉鎖に関する要望がある場合、銀行は企業の申請に基づいて閉鎖手続きを行うことができる。</p> <p>(2) 銀行は、非銀行債務者の外債口座を閉鎖する際に、外債口座の残高が零であり、これ以上引出が発生しないことを確認する必要がある。</p>

上表からすると、本ガイドに基づき、非銀行債務者は直接に異なるところで外債口座を開設することが許可されており、同時に、複数の外債が一つの外債口座を共有する具体的な取り扱いが追加されている。また、外債口座の収支範囲を変更し、返済資金が各種外債口座から来ることが明確にされており、同名の外債口座からの支払い条項が増加された。さらに、締結通貨と引出通貨、返済通貨が一致しない場合の条項も追加されている。

執筆担当：席修拳

II. 今月の中国関連ブログ記事

2024年4月にTMI総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

「大谷翔平」商標の中国での出願における実体審査のポイント	
掲載日	2024年4月2日
概要	有名メジャーリーガーである「大谷翔平」選手の商標が中国で出願された事例を解説しています。
中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について	
掲載日	2024年4月10日
概要	日本の美容機器、マッサージ機器等メーカーが中国の企業による商標の冒認出願行為に対して商標法違反、反不正競争法違反を理由とした損害賠償請求等訴訟に勝訴した事例について紹介しています。
【重要裁判例シリーズ】10 使用環境特徴と機能的特徴の認定が争点となった事例	
掲載日	2024年4月30日
概要	2024年2月23日に公表された「最高人民法院知財法廷5周年:影響力を有する10大判例と典型判例100件」の10大判例の中から、請求項中の「使用環境特徴」の解釈、「機能的特徴」の認定基準、及び侵害行為停止の部分判決と行為保全命令(日本の仮処分申立てに相当)との関係が争われた特許侵害訴訟の事例について解説しています。

III. 中国法務の現場より

◆ 対等かつ懐の深い中国との付き合いを

今年の年末には、外商投資法による5年間の猶予措置の期限が到来する。

これにより、中外合弁企業における特殊な取り扱い（董事会を最高意思決定機関にすることや、少数株主が任命した董事に重要事項の拒否権を与えることなど）が廃止され、過去数十年間にわたって存在した外資系企業に対する特例の1つが消滅し、外資に対する内国民待遇化がさらに進む。最近、会社法改正対応や、外商投資法の全面施行対応などに関するご相談を受けるにつけ、16年前の2008年に上海に赴任したころの実務との隔世の感を覚える。

小職が初めて中国の地に足を踏み入れたのは35年前の1989年3月、外国人は、兌換券と呼ばれる専用貨幣を使用して友誼商店という特殊な商店で輸入品などを購入できるという特権階級扱いだった。1990年の夏、高校生として東京都青少年洋上セミナーに参加して北京を訪れたときには、パトカーに先導された15台もの日野自動車のバスで人民大会堂に乗り付け、国賓待遇の宴会に招かれた。1991年の夏に、上海の空港の免税店で、店員に対して日本語で横柄に振舞う日本人客が「中国はまるで30年前の日本のようだ」と声高に話していたのが今も脳裏によみがえる。

そのころは、中国残留孤児と呼ばれる方々が何十年ぶりに祖国の地を踏み、日本で新たな生活のスタートを切るといったニュースが報道された。

30倍ともいわれた賃金格差をインセンティブに、就学ビザを取って日本人学校に在籍し、1日3つのアルバイトをこなし、3年働いて故郷に錦を飾るといような中国人不法就労者が数多くおり、小職も、1990年代後半には、東京地裁の北京語法廷通訳として、オーバーステイ事件や密航事件などの国選弁護人に同行して拘置所で接見をし、数多くの苦労話に触れた。

当時、日本はバブルが崩壊したものの、書店には、まだ「ジャパン・アズ・ナンバーワン」などといった書籍が並び、学生が海外旅行に大挙して出かけ、結婚式では海外挙式が流行するなど、派手な消費が旺盛で、他方、日本人の海外旅行での行儀が悪く、欧米では「エコノミック・アニマル」などと呼ばれて鬱感を買っているという記事を見た。

他方で、日本人が世界各地を旅行し、「地球の歩き方」の記事を書き、それが優れているということで、中国語に翻訳されたものが中華圏で売られていたのを見て、日本のソフトパワーを感じたことも覚えている。なお、今や、中国人が「大衆点評」などを通じて世界中のお店の口コミを随時発信する時代となっている。

30年前の日本人の対中感情は、実は今よりも良く、小職が大学に入学した1994年は、ちょっとした中国語学習ブームが起り、第二外国語における中国語履修者が前年比で倍増したと言われた。「日中友好」という文字も、よく目にした。

ところが、近時の世論調査によれば、日本人の対中感情は、良くない印象が9割を超えている²⁶。「日中友好」という言葉も、身を潜めて久しい。

日本の報道からみると、中国は、いまだ「抗日ドラマ」を放映し、反スパイ法違反で日本人を逮捕し、声高に「処理水」問題を批判し、さも「反日」であるかのような印象を与えるであろうが、上記世論調査によれば、日本人が中国に良い印象を抱く割合が僅か7.8%であるのに対して、中国で

²⁶ https://spc.jst.go.jp/experiences/economy/economy_2368.html

は日本に良い印象を抱く割合は 37%と、相手国に対する良い印象を持つ割合が 5 倍近くにも達している。

ところで、小職が上海に赴任した 2008 年は、中国はまだ「発展途上国」のイメージであり、業務も、日本の進んだ技術やビジネスモデルを中国に導入するという案件が大多数であった。

しかし、中国の GDP は 2010 年に日本を抜いて世界第 2 位となり、その後も格差は拡大し、IMF の最新の統計では、中国の GDP は、今や日本の 4.5 倍に達している²⁷。1 人当たりの GDP ではまだ日本の方が 3 倍程度高いが、公式統計で最新の 2022 年の上海市平均月給は 12,183 元であるところ²⁸、現在の為替レートでは約 26 万円であり、2022 年の日本全国の平均月給 259,800 円²⁹をすでに超えている。10 年ほど前から中国人の「富裕層」による日本旅行での爆買いが注目され始めたが、今や、老若男女を問わず、ごく普通の人々が日本に遊びに来て、普通の買い物や消費を楽しむ時代である。

コロナ禍が終わり、中国から日本へは、官民様々な視察団が頻繁に訪れている。特に中国の弁護士が積極的に日本に来ている場面をよく目にする。中国から日本への団体旅行が解禁されていないので、日本の観光地が中国人観光客に占拠されるというようなコロナ前のような状況には戻っていないが、ビザ免除が復活しないことを口実に、観光はおろか、出張でも控えめな、日本から中国への渡航の少なさは著しい違いがみられる。コロナ前には、日本人キャビンアテンダントが乗っていた中国東方航空の日中間路線では、今や、日本人キャビンアテンダントはおろか、ビデオ以外は日本語の機内放送まで廃止され、乗客層の変化を如実に反映している。

ある国に対して親近感を抱くかどうかは、個人的にその国と接触を持つかにより決定的な違いが生じると思われる。

2012 年秋に、尖閣諸島問題を発端に中国各地で反日デモが行われたとき、上海で勤務する小職のところには、日本国内から多く心配の声が寄せられた。しかし、その期間、地元の上海人から心無い言葉をかけられたり、怖い目にあわされたりすることは一切なく、むしろその後日本に旅行をする人が増えた印象すら残っている。これは、上海では、80 年代後半からの日本への出稼ぎブームで親族や知人に日本生活歴がある人が多いこと、上海には日系企業が集積しており日系企業で自身又は家族が勤務したり、日系企業と付き合いがあったりする人が多いこと、日本に旅行をする人も比較的多いことが原因だと考える。仮に日本又は日本人に一切触れたことがない中国人であれば、学校教育や報道内容だけで日本に対する印象が形成され、日本に親近感を抱くことは難しいであろう。そのため、上海での反日デモの参加者はほとんどが地方出身者であったと言われる。

日本から見ると、近時の中国は、経済力に物を言わせて傍若無人に振舞い、国際社会で響感を買っているという印象をお持ちかもしれない。特に、コロナ前に大挙して訪日した中国人観光客のマナーの悪さや爆買いの行動が脳裏によぎれば、そうした印象に拍車がかかるのも無理はない。

しかし、2008 年からの 16 年間定点観測をしている視点からすると、中国社会はその間大きく成熟し、マナーも格段に向上している。日本人も、昔は有頂天になって、世界から響感を買っていたことを忘れてはならない。その日本が長い間をかけて成熟したのと同じように、中国もやがては大人の大国になっていくのであろう。懐を深くして付き合いしていくべきではないか。

²⁷ https://www.imf.org/external/datamapper/NGDPD@WEO/OEMDC/ADVEC/WEO_WORLD

²⁸ https://mp.weixin.qq.com/s/KKuqig_FNrxQHI-Z931ew

²⁹ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2022/dl/01.pdf>

以前は、中国人は日本に対する強いコンプレックスがあったことを、特に1995年から96年の北京留学時代に強く感じた。当時各地を旅していると、日本人と知るや、「トヨタ」や「ソニー」へのあこがれと、歴史問題の話をしてくる初対面の人が少なくなかった。中国では、秦の始皇帝が派遣した徐福が引き連れた一団が日本人の先祖であるという話が知られており、元々朝貢国であった日本が、明治維新後に富国強兵を果たして中国に攻め入り、敗戦後も高度経済成長を遂げ、世界が羨む金持ち国になって偉そうにしているのが悔しいという感情があったのではないかと感じる。他方、2010年にGDPで日本を超え、富める者から積極的に海外に出ていき、さらに、各種の指標において、日本と肩を並べ或いは日本を追い越す近年となると、中国では、そのようなコンプレックスは消滅し、むしろ身の丈の日本を見て楽しむ心の余裕が生じている。

そして、日本人のおもてなしや配慮に触れるにつけ、また、30年にわたる経済低迷の中でなおも日本が魅力を有するのはなぜかを探って、多くの中国人が謙虚に日本の良いところを見つけて情報発信し、また、以前のような出稼ぎや単なる投資だけではなく、生活の地として日本を選ぶという中国人も増えてきている。

片や、日本人は駐在員として中国に赴任するか、事業上中国と付き合うためにやむなしというのであれば、中国に関わることを避けているようにも見える。

このように相手国への関心や関わりの深さの違いが、世論調査の結果における相手国に親近感を持つ割合の違いになっているのではないかと思われてならない。

しかし、中国で生活をしたことがある日本人は、中国を嫌いになることは極めて少ない。日本からの出張者も、中国の立派なインフラや、生活の隅々まで普及するハイテクを目の当たりにし、異口同音に中国への見方が変わったとの感想を述べられる。

今や、日本は昔のように経済力だけでは中国に勝てなくなっている。外資への特別扱いが撤廃された中国では、中国企業と同じ土俵で戦える日本企業が生き残っていく時代に突入している。

そのような中で、中国に対する「食わず嫌い」を続けているようでは、本当にあらゆる場面で日本が中国に負けてしまう場面が増えるのではないか。相手を知ることが、勝つために必要だからである。日本では、コロナ禍が終わってもリモートワークを続ける会社が少なくないが、中国では、ゼロコロナの終結とともに、皆嬉々として現場に戻った。これは、それまで人材教育やチームワークで優位を誇った日本企業の強みを失わせかねない事象であると思う。チームワークが苦手といわれる中国企業が、昭和の日本企業さながら、社員旅行や「チームビルディング」と呼ばれる交流活動を積極的に行い、結束力を高めて来ていることを侮ってはならない。

日本企業が資金力と技術力に物を言わせて合弁契約交渉をリードしていた時代は終わり、今や、強引な取引条件を押し付けてくる中国企業への受け身対応が必要な場面が増えている。

中国では、国是として「法治主義」を掲げ、公正かつ誠実な取引が重視されている。また、かつての日本企業がそうであったように、自国の感覚で海外進出・経営を行い、痛い目に合う中国企業も増えてきている。

このような時代において、日本企業が中国の土俵で戦えるようにするためのリーガルサポート、中国企業が日本のルールと習慣を尊重して日本でビジネスをするための支援、その双方向に対応する人材を育成して、実践をしていくのが、日中間の法律事務に関わる者の使命であると考えられる。

執筆担当：山根基宏

IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
2024年3月号	<ul style="list-style-type: none"> 国家秘密保護法（2024年改正） 消費者権益保護法実施条例 	<ul style="list-style-type: none"> AIが生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成AIサービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-3 コンピュータソフト・AI関連発明審査基準 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-4 不正出願対策 データの越境流動の促進と規範規定について
2024年2月号	<ul style="list-style-type: none"> 「会社法」登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定（意見募集稿） 内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者集中申告基準について
2024年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社法（2023年改正法） 	<ul style="list-style-type: none"> 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-1 特許期間調整 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-2 遅延審査制度
2023年12月号	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院による「民法典」契約編通則の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干問題に関する解釈（二） 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題 	<ul style="list-style-type: none"> 2023年11月7日北京市知的財産局主催の国別知的財産セミナーへの登壇について 侵害訴訟中に被疑侵害者が権利無効の抗弁を行った事例 2023年11月29日浙江省知的財産局主催の知財ハ

	に関する解釈（二）（意見募集稿）	イレベル人材育成セミナーへの登壇について <ul style="list-style-type: none"> AIが生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例 ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法（意見募集稿）について グレーターベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施手引きについて 専利法実施細則改正内容の公表
2023年11月号	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者インターネット保護条例 「ハーグ条約」への加入及び実施開始 	<ul style="list-style-type: none"> 中国深圳市での特許セミナー講師
2023年10月号	<ul style="list-style-type: none"> テスラ表示の使用に関する権利侵害訴訟（驰名商标認定） 	<ul style="list-style-type: none"> 中国個人情報の越境移転に関する重要な立法動向（「データの越境流動規範と促進規定」意見募集稿について） 知的財産局が「特許遅延審査のガイドライン」を発表 GUIの意匠権に基づくソフトウェア提供者への権利行使が認められた事例
2023年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法の改正に関する決定 外国国家免除法 企業名称登記管理規定実施弁法 	<ul style="list-style-type: none"> 社内資料に基づく先使用の抗弁が認められた事例
2023年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見 個人情報保護に関するコンプライアンス監査管理弁法（パブリックコメント） 	
2023年7月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国対外関係法 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定 ドローン飛行管理暫定条例 	<ul style="list-style-type: none"> 知財局による専利権譲渡・ライセンス契約雛形及び契約締結ガイドラインの公表

<p>2023年6月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラインドボックス経営行為規範ガイドライン(試行) ・ 医薬品、医療機械、保健食品、特定医療用配方食品に関する広告審査管理弁法(意見募集稿) ・ 非正常な特許出願行為の認定及び認定後の処理に関するガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第一版)～重要ポイントと実務対応～ ・ 「商標評審案件の審理中止状況規則」に関する解説
<p>2023年5月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産事件の取扱いに関する人民検察院の業務指針 ・ 薬品基準管理弁法(意見募集稿) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高人民法院が2022年10大知財事件を公表～その1～ ・ 明細書の直接的な記載に基づかない補正が許された事例
<p>2023年4月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独禁法関連規定について ・ 最高人民法院による<中華人民共和国民法典>の権利侵害責任編の適用に関する解釈(一)(意見募集稿) ・ 全国の地域別最低賃金の状況(2023年4月1日時点) 	

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2024年5月2日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー 23 階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



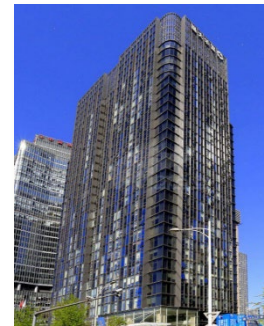
上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ジャカルタ/クアラルンプール

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア